

III.会費算出基準細則

会員が負担する会費は、資本金額、従業員数を基準とし、下記算式に基づき、別表「会費基準点数算出表」により総基準点数を求め、「会費基準表」により決定する。但し、会費審査委員会において、会費基準に基づく会費額の他に会員の特別な事情等を考慮して決定することができる。

I.会費額算出について

- ①資本金及び従業員数に応じて定める。
- ②会費基準点数算出表(別紙)により総基準点数を求め、会費基準表(別紙)により会費額を算出する。

II.従業員数について

- ①個人は、常用従業員、家族従業員、パートの数とする。
- ②法人は、常用従業員、常勤役員、パートの数とする。
- ③本社については、全従業員の数とする。
- ④支店、工場、営業所等は、その支店の従業員の数とする。
- ⑤組合、団体等は、専従従業員の数とする。
- ⑥その他 ・アルバイト、契約社員は除く。
・パートは、1日8時間労働で1人工として扱う。(例：1日4時間労働×2人=1人工)

III.資本金・従業員数の見直しについて

- ①全体での見直し調査 → 毎年、公示期間(10月)を定め、変更がある場合は、変更届出票により提出してもらう。
②個々の申し出による変更 → 随時受付 ※会費額変更は翌年度より

IV.会費額基準点数の求め方

①本社・本店の場合

総基準点数=資本金額による基準点数+従業員数による基準点数
<従業員数100人以上の事業所の特例>(四捨五入)
・従業員数 100人以上の場合、基準点数の9割とする。
・ " 200人以上の場合、基準点数の8割とする。
※上記特例について付加特例基準対象事業所は除く
※基準点数の上限を232点とする

②組合・団体・学校・医療法人等の場合

総基準点数=従業員数(事務職員)による基準点数

③支店法人(工場・支店・支社・営業所・出張所等)の場合

総基準点数=従業員数による基準点数×2
※但し、上限を232点とする

<支店法人の特例>(四捨五入)

- ・従業員数 20人~49人の場合、基準点数の9割とする。
 - ・ " 50人~99人の場合、基準点数の8割とする。
 - ・ " 100人~199人の場合、基準点数の7割とする。
 - ・ " 200人以上の場合、基準点数の5割とする。
- ※上記特例について付加特例基準対象事業所は除く

④特別会員の場合

総基準点数=従業員数による基準点数×1/2(四捨五入)
但し下限を1点とし、
40人以上は一律11点(会費額30,000円)とする。

<特別会員基準点数算出表>

従業員数	点数	従業員数	点数
1人	1	15人	6
2人	1	20人	8
5人	2	30人	10
10人	4	40人	11

⑤金融機関の場合(消費者金融を除く)

○本店の場合

総基準点数=(資本金額による基準点数+従業員数による基準点数)×5
※但し、232点を上限とする

○支店の場合

総基準点数=従業員数による基準点数×3

⑥支店法人役員の場合(正副会頭、常議員、監事)

総基準点数=資本金額による基準点数+従業員数による基準点数
※但し、232点を上限とする

⑦付加特例基準等(基準点数に特例基準を加算)

大型店の付加基準

(店舗面積1,000㎡を超える大店立地法対象店舗)

店舗面積	加算点
1,000㎡超~3,000㎡	10点
3,000㎡超~4,000㎡	30点
4,000㎡超~5,000㎡	40点
5,000㎡超~6,000㎡	50点
6,000㎡超~7,000㎡	60点
7,000㎡超~8,000㎡	70点
8,000㎡超~9,000㎡	80点
9,000㎡超~	90点